

学校法人鈴鹿享栄学園授業料等の納入に関する細則

〔平成26年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この細則は、学校法人鈴鹿享栄学園授業料等の納入に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園が設置する学校に在籍する生徒の授業料等（授業料、教育充実費等学則に定める費目及び生徒の諸活動に必要な積立金及び会費等、以下「学納金等」という。）の納入に関する事項について定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 生徒の保護者又は保証人は、納入義務者として学納金等を納入しなければならない。

(学納金等の金額)

第3条 学納金等の金額は、学則に定めるもののほか、年度ごとに活動計画等に基づき納付金額を定めものとする。

2 授業料の納付額を決定した場合、学校長は遅延なく納入義務者に文書にて通知するものとする。

(納入方法)

第4条 納入義務者は、学校が別に定める納入方法に基づいて、学納金等を納入しなければならない。

2 学校長に対し、学校関係団体から会費等の徴収業務について学校に委託があり、これを学校長が受託した場合は、学納金等に合わせて会費を徴収することができるものとする。

(納入月日及び期間)

第5条 学納金等の納入月日及び期間は、学校が別に定め又は指定するものとする。

2 学校長及び納入義務者は、協力して、前項所定期間内に学納金等の納入を完了しなければならない。

(督促)

第6条 学校長は、学納金等の滞納がある場合には、納入義務者に対して次のとおり督促するものとする。なお、納入期日の属する月の末日から2週間以内に通知するものとする。

(1) 学納金の未納月数が1カ月の場合は、様式第1号により通知する。

(2) 学納金等の未納月数が2カ月の場合は、様式第2号により通知する。

(3) 学納金等の未納月数が3カ月の場合は、納入義務者との面談を行うため、様式第3号により通知する。

2 前項に定める期間を超えて学納金等の滞納があった場合は、学校長は都度事情等を考慮したうえで、第4号様式及び面談により督促するものとする。

(延納)

第7条 納入義務者から学納金の延納願(様式第5号)が提出されたときには、学校長は、事情調査の上、納入期限より原則として3カ月の期間に限り延納を許可することができる。

2 前項の延納許可は、納入義務者に対し延納許可書(様式第6号)を交付して行う。
(受験資格・出席停止)

第8条 学校長は、納入義務者が学納金等を納入期日までに納入せず滞納しているときには、当該生徒に対して定期考査等を受験する資格を与えないことができる。また、さらに事情により、出席を停止することがある。ただし、前条により延納許可を受けている生徒には、その許可された期間に限り受験資格を与えるとともに出席を停止しない。

(延納者の進級・卒業及び異動の取扱)

第9条 学校長は、学納金等の未納が学年末を超える生徒の進級・卒業を認定することができないものとする。

2 学校長は、学納金等の未納がある生徒の転出・休学・退学を認めることができないものとする。

(除籍)

第10条 学校長は、納入義務者に第6条に規定する督促をした後、学納金納入期限又は口座振替日の属する月の末日(以下「学納金納入期限」という。)において3カ月以上の滞納がある場合については、当該生徒を除籍することができる。

2 学校長は、前項により除籍を行う場合の日付は、生徒が出席した最終月に属する日とする。また学納金等の未納分は、理事長の承認を得て徴収不能額として取扱うものとする。

3 死亡者の除籍日付は、死亡した日とする。

(休学に係る学納金の免除)

第11条 学校長は、生徒が休学したとき、休学した日が月の初日の場合はその日の属する月、また初日以外の場合はその日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの間、学納金等の納付を免除する。

(出席停止期間中の学納金の徴収)

第12条 生徒の出席停止期間中の学納金は、これを徴収する。

(退学者の学納金の取扱い)

第13条 退学者の学納金等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 学期又は月の途中で退学した者の当該月分の学納金等は、これを徴収するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、未納を督促するも当該月分の学納金等が納入されない場合は、生徒が出席した最終月に属する日とし、学納金等の未納分は徴収不能額として取り扱う。

(3) 退学月の翌月以降の授業料を前納している場合は、当該前納分の学納金等は返

還する。

(転入又は転出の場合の学納金の納入)

第14条 生徒が転入、転出した場合の学納金等の納入については、次のとおりとする。

- (1) 転入の場合 学納金等の納入は、転入を許可された日の属する月からとする。
- (2) 転出の場合 学納金等の納入は、転出を許可された日の属する月までとする。

(外国人留学生の学納金等の取扱)

第15条 留学生とは、国外の学校に在籍したまま、1年間を超えない期間で一時的に本学園の設置する学校で教育を受ける者とし、学校長の承認により次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 学納金 授業料、教育充実費、入学金、施設維持費は免除する。その他の教育活動に必要な諸費用は、実費を徴収する。
- (2) 単 位 所定の課程を履修及び習得したと認められる場合は、その科目の単を認定することができる。
- (3) 在 籍 留学生は、本校在籍生徒に含めないものとする。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て理事長がこれを行うものとする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。